

### 第3章 表彰

#### 島原地域広域市町村圏組合表彰規則

昭和51年12月1日規則第2号

改正 平成9年3月31日規則第1号 平成18年3月14日規則第3号

平成20年12月4日規則第1号

#### (目的)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）行政の振興に寄与し、他の模範と認められる行為があつたものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰及び職員表彰の2種とし、表彰状により管理者が行う。

2 前項の表彰状に併せて記念品又は賞金を授与することができる。

#### (功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 特別職にあるものが、組合行政に満8年以上参与し退職したもの
- (2) 組合の公益のために尽力し、その功績顕著なもの
- (3) 組合の公益のため多額の金品を寄附したもの
- (4) その他特に表彰の必要を認めたもの

2 2種以上の特別職を兼ねている場合の表彰はその1種に限り、期間を異にする場合は通算する。

#### (職員表彰)

第4条 職員表彰は、組合に勤務する一般職の職員のうち、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 職務遂行に当り、功績抜群であつたもの
- (2) 勤務成績が特に優秀なもの
- (3) 特に奇特な行為があつたもの
- (4) 発明、考案、事務改善等に功績のあつたもの

#### (表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年4月1日に行う。ただし、特に必要と認めたときは変更し、又は随時に行うことができる。

2 表彰を受けるべきものが死亡したときは、表彰状等はその遺族に授与する。

#### (表彰審査会)

第6条 表彰の適正を期するため、組合に表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

#### (組織)

第7条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、組合事務局長をもつてあて委員は事務局並びに消防本部にあつては課長補佐以上の職にあるものをあて、消防署にあつては次席（分署長を含む）以上の職にあるものをあてる。

（職務）

第8条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、事務局総務課において処理する。

（委任）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（勤続期間等の通算）

- 2 この規則の施行日前に特別職であつたものの期間は、第3条第1項第1号の規定による参与した期間に通算する。
- 3 この規則の施行日前に職員が、他の地方公共団体に勤続した期間は第4条の規定による勤続期間に通算する。

（経過措置）

- 4 この規則の施行日前に、職員が他の地方公共団体において勤続表彰を受けたものは第4条の規定により表彰を受けたものとみなす。

附 則（平成9年3月31日規則第1号抄）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。